

全動労訴訟勝利判決

NRU 国労せんだい

No. 2512
2008年2月6日
発行責任者 橋本 昭二
編集責任者 武田 昌仙

東京地裁が差別認定

3億円賠償命令

JR不採用差別事件で1月23日、東京地裁は旧国鉄による採用差別を認めた判決を下した。原告は旧全動労（全国鉄動力車労働組合・現建交労）の組合員と遺族ら58名で、JRに不採用となったのは組合差別が理由だとして、旧国鉄清算事業団の業務を引き継いだ独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に損害賠償を求めたもの。

採用の機会奪った

佐村浩之裁判長は判決で、「採用候補者を選ぶ際、分割・民営化に協力的な労組の組合員には有利に、反対する全動労などの組合員には不利益に作用していた」と組合差別を認定。また「労組の所属関係を選定に反映させることは国鉄の中立保持義務に反する」と指摘し、「全動労組合員を冷遇して不選定としたのは、公平な取扱いを受ける法的利益を侵害する不法行為があった」と認定し、

構造矛盾の解決を

今回の不採用差別事件においては報道各社が一斉に報じており、「分割・民営化の負の遺産を解決する道筋を示すべき（毎日）」とした論調も見受けられる。このことは「国策」として発足したJR各社の光に隠れた「陰」を一刻も早く解消せよと迫っていることに他ならない。経営状態に限って言えば、光を享受しているのは「東・西・東海」のドル箱路線を抱えている三社であり、三島の「北・四・九」はその恩恵から外れており、政府から助成金を受けての厳しい経営状態が続いている。

また貨物会社も厳しい経営事情から社員の諸手当等も旅客各社に比較して極めて低く抑えられているのは周知の事実。

突き詰めれば「負の遺産」を解消するには単に雇用の問題だけではなく、こうした会社毎のアンバランス等、構造矛盾を根本から考え直すしか解決方法はないのではなかろうか。そしてまた「負の遺産」はなにも不採用になった方たちだけの問題ではない。05年4月、西日本の福知山線脱線転覆事故、同年12月に発生した東日本羽越線での脱線転覆事故、さらに翌年1月、再び西日本の伯備線で発生した作業員触車死亡事故等に見られるように、利用者は勿論のこと、そこに働く社員の安全問題も「負の遺産」であることを忘れてはならない。

20年という時を経て、「分割・民営化」とは何だったのか、改めて見直す時期にきたのではないだろうか。



今回の不採用差別事件においては報道各社が一斉に報じており、「分割・民営化の負の遺産を解決する道筋を示すべき（毎日）」とした論調も見受けられる。このことは「国策」として発足したJR各社の光に隠れた「陰」を一刻も早く解消せよと迫っていることに他ならない。経営状態に限って言えば、光を享受しているのは「東・西・東海」のドル箱路線を抱えている三社であり、三島の「北・四・九」はその恩恵から外れており、政府から助成金を受けての厳しい経営状態が続いている。

また貨物会社も厳しい経営事情から社員の諸手当等も旅客各社に比較して極めて低く抑えられているのは周知の事実。

20年という時を経て、「分割・民営化」とは何だったのか、改めて見直す時期にきたのではないだろうか。

20年という時を経て、「分割・民営化」とは何だったのか、改めて見直す時期にきたのではないだろうか。

20年という時を経て、「分割・民営化」とは何だったのか、改めて見直す時期にきたのではないだろうか。

控訴審に影響か

今回の判決は、旧国鉄による組合差別を初めて認定した05年9月15日の鉄建公団訴訟（原告国労組合員ら297名）を追認するものであり、3月13日に予定されている同裁判の控訴審判決の結果に影響を及ぼす事は必至と見られる。

四団体声明

◆1 本日、東京地裁民事第11部は、全動労（現、建交労）組合員ら58名が鉄道運輸機構を被告として提訴していた採用差別損害賠償請求事件について、判決を言い渡した。

この訴訟は、1987年の国鉄分割民営化に際し、JR職員の採用候補者の選定に当たった国鉄が、分割民営化に反対した全動労組合員らを採用候補者名簿に搭載せず、JR不採用に至らせたことと、不当労働行為として、国鉄の権利義務を承継している被告に対して損害賠償を求めたものである。

なお、先行する同種の訴訟として、国労の闘争団員らの一部297名が提訴したいわゆる鉄建公団訴訟があり、東京地裁民事第36部は2005年9月15日、国労組合員に対する不当労働行為があったとして、請求の限られた一部ではあるが1人当たり500万円の慰謝料を認める判決を言い渡している。

◆2 本日の判決は、JR採用候補者名簿への不掲載が全動労組合員に対する不当労働行為であったとする。また、国労はこれまで、上記最高裁判決も踏まえ、ILOの7次に及ぶ勧告

や1125本にも達する地方自治体の議会決議等に依拠しつつ、全動労を含む関係団体とも大同団結し、本件採用差別問題の公正な政治的・全体的解決を図るため全力を挙げて取り組んできた。2006年12月に国労本部及び国労闘争団員ら545名が採用差別訴訟を提起したのも、その一環である。

国鉄の分割民営化から、実に21年の歳月が経過しようとしている。高齢化し、あるいは他界した当事者及びその家族の苦悩の日々をこれ以上放置することは、人道的にも許されない。政府及び鉄道運輸機構は、国鉄の責任を改めて指摘した本日の判決を機に、国鉄分割民営化の負の遺産であり、戦後最大の不当労働行為事件というべきJR採用差別問題の1日も早い解決を図るため、真摯な努力を直ちに開始すべきである。

われわれは、本日の判決を受けて、組織内外の団結を一層強化し、その公正かつ全体的な解決を速やかに実現するため、さらに奮闘する決意を新たにするものである。

2008年1月23日
国鉄労働組合
国労闘争団全国連絡会議
国労弁護団
国鉄闘争支援中央共闘会議

また、判決が被告の時効の主張を排斥し、本件の損害賠償請求権の時効は、2003年1月22日に最高裁が、国鉄改革法の解釈としてJR不採用の使用責任はJRではなく国鉄が負うべきものだとしたとして、労働委員会のJRに対する不当労働行為救済命令を取り消した判決の時から進行するとして、当然といえる適切な判断である。

◆3 国労はこれまで、上記最高裁判決も踏まえ、ILOの7次に及ぶ勧告

や1125本にも達する地方自治体の議会決議等に依拠しつつ、全動労を含む関係団体とも大同団結し、本件採用差別問題の公正な政治的・全体的解決を図るため全力を挙げて取り組んできた。2006年12月に国労本部及び国労闘争団員ら545名が採用差別訴訟を提起したのも、その一環である。

国鉄の分割民営化から、実に21年の歳月が経過しようとしている。高齢化し、あるいは他界した当事者及びその家族の苦悩の日々をこれ以上放置することは、人道的にも許されない。政府及び鉄道運輸機構は、国鉄の責任を改めて指摘した本日の判決を機に、国鉄分割民営化の負の遺産であり、戦後最大の不当労働行為事件というべきJR採用差別問題の1日も早い解決を図るため、真摯な努力を直ちに開始すべきである。

われわれは、本日の判決を受けて、組織内外の団結を一層強化し、その公正かつ全体的な解決を速やかに実現するため、さらに奮闘する決意を新たにするものである。

2008年1月23日
国鉄労働組合
国労闘争団全国連絡会議
国労弁護団
国鉄闘争支援中央共闘会議

また、国労はこれまで、上記最高裁判決も踏まえ、ILOの7次に及ぶ勧告

や1125本にも達する地方自治体の議会決議等に依拠しつつ、全動労を含む関係団体とも大同団結し、本件採用差別問題の公正な政治的・全体的解決を図るため全力を挙げて取り組んできた。2006年12月に国労本部及び国労闘争団員ら545名が採用差別訴訟を提起したのも、その一環である。

国鉄の分割民営化から、実に21年の歳月が経過しようとしている。高齢化し、あるいは他界した当事者及びその家族の苦悩の日々をこれ以上放置することは、人道的にも許されない。政府及び鉄道運輸機構は、国鉄の責任を改めて指摘した本日の判決を機に、国鉄分割民営化の負の遺産であり、戦後最大の不当労働行為事件というべきJR採用差別問題の1日も早い解決を図るため、真摯な努力を直ちに開始すべきである。

東工所分会の闘いが結実

故根水氏が労災認定される

アスベストが原因

1月16日、仙台労働基準監督署は、東北工務事務所分会（以下分会）に所属していた故根水豊氏が、アスベストが原因の悪性胸膜中皮腫により死亡したことに對し、労働災害の認定をした。

故根水氏は05年4月、体調の不良を訴え病院で検査を受けそのまま入院し、2ヶ月半後には46歳という若さで帰らぬ人となった。病名は「悪性胸膜中皮腫」であり、分会は故人のこれまでの業務内容から「アスベストが原因ではないか」との疑義を持ち、故人の奥様と相談しながら労働災害の申請に踏み切ったもの。

分会は当初何から手をつけてよいものか、全くの手探り状態であったが、神奈川県労働職業病センターの西田氏からの具体的な指導を



受け、また地本アスベスト対策委員会と連携を取りながら、多くの組合員や関係者の協力の下、今回の労災認定を勝取った。

画期的な認定

今回の認定は、現職のJR社員が石綿による労災認定された、極めて数少ない事例であること、直接アスベスト作業に従事しない「監督業務」として認定されたことは、認定の範囲を広げるものとして画期的なものであるといえる。

会社は公表せよ

JR東日本会社は、今回の労災認定を真摯に受け止めて、早急かつ抜本的な対策を講じると共に、会社としての所見と対策を公表・説明することを求める。

これは企業コンプライアンスとモラルの観点からも積極的に公表することが求められていると言える。

【東北工務事務所分会機関紙「ろばた」NO697より一部抜粋】

組織対策に向けて意思統一を

地本組織部から

地方本部組織部では組織の強化・拡大、とりわけ新規採用者の獲得に向けて取り組みを強化している。

国労東日本本部とJR東会社の和解以降、東日本全体で22名の拡大（仙台では4名）をし、昨年は待望の新規採用者の国労加入もあつた。

08春闘勝利！ 大衆行動を組織しよう

国労東北総決起集会

第一部

総決起集会と講演

日時 2008年3月7日

12時から

場所 ハーネル仙台

講演 「二括和解と職場の運動」

講演 松井保彦氏

第二部

デモ行進 錦町公園から 仙台駅前

国労仙台総行動

日時 2008年3月8日

11時から

場所 勾当台公園

(グリーンハウス前) 他

内容 集会・座り込み・チラシ配布・デモ行進・街頭宣伝・アトラクション

執行委員会

を作られ、国労という労働組合があることを知らないままに、あるいは知っていても、国労の組合員などと接触をする前に、特定の労働者



組へ加入という「コース」が作られていた。しかし昨今の個人情報保護法を受け、新規採用者の名簿をあらかじめ特定の労働者へ渡す事が禁じられたこと、また国労との和解により特定の労働者への便宜を図りにくくなっていることは事実である。

地本組織部は、4月には未加入で現場に配属されるであろう新規採用者の獲得に向けて、各級機関への意思統一の要請と併せて、現場組合員への周知の徹底を呼びかけている。

地本主催会議日程

第4回春闘事務局会議

2月12日(火)

18時45分～

くろろ会館6F

アスベスト学習会

2月16日(土)

13時～

くろろ会館6F

119回地方委員会

3月23日(土)

10時30分

くろろ会館6F

第5回春闘事務局会議

2月26日(火)

18時45分～

くろろ会館6F

各支部業務部長会議

3月2日(日)

13時～

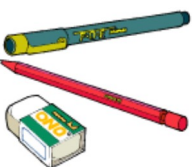
くろろ会館4F

第10回安全問題プロジェクト会議

3月23日(日)

13時30分～

くろろ会館4F



お知らせ

国労会館建設資金返済業務の取り扱い変更について

国労会館建設資金返済業務は1999年度末償還期限以降、(財)国労会館仙台事業部で取り扱いを行ってきたところですが、このたび返済業務が一定の整理を見たこと等から、(財)国労会館仙台事業部で取り扱ってきた業務の残りについて、国労仙台地方本部で引き受けることになりました。

つきましては、今後の国労会館建設資金返済請求については下記に請求をしてください。

記

住所 〒98410015 仙台市若林区新寺一丁目

名称 国鉄労働組合 4-31

担当係 岡崎 仙台地方本部

連絡先

TEL 022-29317460

FAX 022-29917435

請求方法

所定の請求書に必要事項を記載の上「国労会館建設資金受領之證」とあわせて提出してください。

以上